

(1)



さくら 農業委員会だより



平成22年1月発行
第78号

発行 佐倉市農業委員会
〒285-8501
佐倉市海隣寺町97

佐倉市ホームページ
(<http://www.city.sakura.chiba.jp>)
のメニューの「Web市役所」の
「委員会事務局」をクリックする
とご覧いただけます。

☎ 043-484-6285(直通)



佐倉市を代表する印旛沼湖畔の風車と田園風景。
秋の収穫期にはホールクroppサイレージ（飼料用稲）
が金色のじゅうたんを広げます。

主な内容

- ☆ 新年のごあいさつ…………… 2頁
- ☆ 視察研修報告…………… 3頁
- ☆ 耕作放棄地対策補助事業…………… 4頁
- ☆ 『佐倉市農業施策に関する建議書』
市長回答要旨…………… 5頁
- ☆ 農地制度が変わります…………… 7頁
- ☆ 農業委員会からのお知らせ…………… 8頁



新年のごあいさつ

佐倉市農業委員会

会長 岩 淵 重 雄



新年明けまして、おめでとうございませう。新年を迎えるにあたり、農業委員会を代表して、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方には、日頃より農業委員会活動につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、今、日本の農業経営は大きな岐路に立たされております。少子高齢化で農家の担い手不足が深刻化し、生産基盤となる農地は耕作放棄など荒廃化が進んでおります。

このような現状を踏まえ、佐倉市農業委員会では、これからの佐

倉市の農業施策のあるべき姿を真摯に議論し、「佐倉市農業施策に関する建議書」を市長に提出いたしました。

建議書では、今後の農業の健全な発展のため、農業者自身の努力とともに、社会・経済情勢に対応した市の農政の創意工夫が大切であると考へて、①農業の振興に関する事項、②農業経営基盤の強化促進に関する事項、③「農」のありまちづくりに関する事項、④農業者と市民との交流に関する事項、⑤女性農業者の支援に関する事項を提言いたしました。

そして、昨年十一月に市長から建議書に対するご回答をいただきました。回答書はそれぞれの項目について営農活動を支援し、都市農業の促進に努めてまいりたいとの心強いご意見であり、今後の市の農業政策に是非期待したいと思います。

また、昨年は農地法など国の農地制度に大きな改革がありました。農地の減少を抑制する等による農地確保あるいは農地制度の基本を「所有」から「利用」に再構築する等、農地制度の見直しが表示されております。このようなことから今後の農地制度の運営はますます厳しくなるものと予想されます。そのような状況の中で、昨年は清水志津夫委員、鈴木孝市委員と相次ぎ農業委員が急逝されました。ここに謹んでお二人のご冥福をお祈り申し上げます。

結びに、皆様方におかれましては、今後とも農業委員会活動にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様方のご健勝とご多幸をご祈念申し上げます。新年のごあいさつといたしま

● 農業委員

- 三門 増雄 [学識]
- 石渡 一男 (弥富)
- 森野 正 [学識]
- 牛玖 泰一 [土地改良]
- 根本 正一郎 (臼井)
- 荒川 重雄 (佐倉)
- 山本 健史 (弥富)
- 大森 昇 (臼井)
- 中村 正美 (和田)
- 田中 資造 [学識]
- 渡貫 茂 (根郷)
- 大川 悦司 (和田)
- 密本 照美 (根郷)
- 栗原 隆 (千代田)
- 木原 義春 [学識]
- 眞野 好則 (千代田)
- 金杉 眞次 [農協]
- 岩井 正一 (佐倉)
- 篠原 久幸 [農業共済]
- 岩淵 重雄 (根郷)
- (議席順)

視察研修報告



農業委員会では、昨年二月に東京都中央卸売市場並びに静岡県富士市及び三島市を視察しました。

東京都中央卸売市場では、食の安全が叫ばれている昨今、農産物など食品流通の実態を知るためにセリの現場を視察しました。
また、視察後に東京青果株式会社
の担当者から市場と農業の関係
についてお話を伺いました。



富士市の視察では、農業アカデミー研修農園事業の現場を視察しました。富士市は工業とともに農業や林業が盛んであり、海岸部ではキュウリ、トマト、イチゴなど施設園芸も盛んです。農家総数は二六六戸ありますが専業農家はわずか二七二戸です。
このため富士市では、農業の担い手を増やす取り組みとして、意欲ある新規就農者に技術指導を行い併せて遊休農地の活用を図る農業アカデミー研修農園を開設したとのことです。



三島市の視察では、農作業パート無料職業紹介事業について担当者にお話を伺いました。
三島市も農業者の高齢化や就業人口の減少が大きな課題となっています。そこでこれから定年退職を迎える団塊世代にセカンドライフとして就農機会を提供し、農家の農繁期における労働緩和を図ろうと農作業パート無料職業紹介事業を始めました。
これにより、農家と農家以外の方々との交流も期待されます。

大切な農地を 荒らさないために

耕作放棄地対策補助事業

佐倉市では、耕作放棄地を予防するために補助金制度を新設しています。
くわしくは、佐倉市経済環境部農政課（電話：043-484-6142）へお問い合わせください。

事業の種類	①耕作放棄地予防対策事業	②新規就農者支援事業	③耕作放棄地解消事業
事業内容	新規利用集積を設定した面積に対する定額助成	利用集積を設定し新規就農者と認められた場合に定額助成	耕作放棄地の障害物除去、整地等に対する定額助成
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営基盤強化促進法第12条の2第1項に規定する認定農業者又は新規就農者であること ・貸主が認定農業者でないこと ・佐倉市内在住であること ・佐倉市内の農地であること ・10a以上の農地に利用集積を設定 ・利用集積は6年以上の設定(ただし、新規就農者は3年以上の設定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者であること ・佐倉市内在住であること ・佐倉市内の農地が耕作地であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地は、佐倉市内の農用地区域であること ・耕作放棄地の所有者と補助対象者が同じでないこと
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者 ・新規就農者 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者
補助率等	15,000円/10a(3年間) 補助率1/2以内 [対象事業費] ・新規に賃借し、耕作するために必要な経費 ※賃借料及び機械作業費など	150,000円/人 補助率1/2以内 [対象事業費] ・新規就農に必要な経費 ※農業機械及び農業資材購入費など	16,000円/10a 補助率1/2以内 [対象事業費] ・耕作放棄地を解消するための活動経費 ※障害物除去、深耕、整地など
備考	<ul style="list-style-type: none"> ②新規就農者支援事業と併用可能 ③耕作放棄地解消事業と併用可能 		

○利用集積とは・・・

- ・利用集積は、担い手不足等で耕作が困難となった農地を優良な農業者に集積する制度です。
- ・農地を賃貸するには、原則として農地法の許可を受けなければなりません、「農地利用集積計画」に基づく利用権設定ならば、農地法の許可を要せずに農地を賃貸することができます。
- ・農地に利用権を設定されたい貸付者と借受者は「農用地利用集積計画各筆明細書」を農業委員会又は市農政課へご提出ください。



『佐倉市農業施策に関する建議書』市長回答要旨

[H21年11月]

このたび、農業委員会が平成20年5月に提出した「佐倉市農業施策に関する建議書」に対する市長回答をいただきました。その要旨は次のとおりです。

1. 農業の振興に関する事項

(1) 担い手の育成・確保

●委員会提言

- ・農業経営の安定的持続のため、意欲と能力ある認定農業者の支援をお願いしたい。
- ・経営合理化や研修制度の充実と情報提供の拡充をお願いしたい。

●市長回答

- ・認定農業者への利用権設定を促進し、経営の規模拡大と基盤強化を推進してまいります。
- ・機械化支援については、国・県の補助事業の活用とともに市の「農産物園芸振興対策事業」の推進を図ります。

(2) 集落営農組織の育成

●委員会提言

- ・小規模農家、兼業農家も集落の一員となる営農組織の育成・法人化を支援していただきたい。

●市長回答

- ・担い手不足や遊休農地化の進行した地域では集落営農が有効な手段となることから、農業関連団体との連携により集落営農に取り組んでまいります。

(3) 高齢化や後継者不足に対応した農業支援

●委員会提言

- ・農業従事者の減少に対し、労働力確保に必要な施策・支援をお願いしたい。

●市長回答

- ・現在、農業従事者確保のため「新規就農者支援事業」を実施しています。
- ・今後もさらに、農業従事者を確保するための事業を継続・推進してまいります。

2. 農業経営基盤の強化促進に関する事項

(1) 佐倉市ブランド農産物の確立

●委員会提言

- ・安全・安心で高品質の農産物を佐倉市ブランドの特産品とするために支援をお願いしたい。

●市長回答

- ・農業振興については、今後制定する「佐倉市産業振興条例」でも重視することとしています。
- ・地域特産物等についても積極的な展開を図ってまいります。

(2) 農村地域の環境保全と伝統文化継承

●委員会提言

- ・農村地域の自然環境保全や景観形成、伝統文化の継承などに十分な配慮をお願いしたい。

●市長回答

- ・現在、農村集落の人口減少や高齢化に対する取り組みとして「農地・水・環境保全向上対策事業」を進めています。この事業は地域ぐるみの共同活動や営農活動を支援しようとするもので、9地区において事業を実施しています。

3. 「農」のあるまちづくりに関する事項

●委員会提言

- ・都市農業は、市民に安全・安心な農産物を供給し、豊かで潤いある都市空間を創出している。
- ・このため、今後も住宅に囲まれた農地を保全し、市民と農業者の相互理解を深めるよう「農」のあるまちづくりに配慮されたい。

●市長回答

- ・現在、従来の「佐倉市の農業を考える会」を廃止して「佐倉市都市と農村交流懇談会」を新設する準備を進めています。今後、この懇談会の意見等を参考に農村と都市の住民交流・共生のあり方を検討してまいります。

4. 農業者と市民との交流に関する事項

(1) 農業体験を通じた食育教育

●委員会提言

- ・次代を担う子供たちが自然を慈しみ食物を育てる苦労や喜びを学べる農業教育や体験学習を進められたい。

●市長回答

- ・学校現場での食育も含め「佐倉市食育推進計画」の策定を進めてまいります。

(2) 農産物の地産地消拡大

●委員会提言

- ・直売所や学校給食など農産物の地産地消を促進し、市民に農業への理解を深めてもらう施策を推進されたい。

●市長回答

- ・現在進めている直売所整備推進事業を継続するとともに、地産地消拡大について広報等の支援活動を進めてまいります。

5. 女性農業者の支援に関する事項

●委員会提言

- ・農業生産や農村文化の伝承など地域農業における女性農業者の役割は非常に大きい。
- ・今後の農業に女性の力は必要不可欠であることから、農村女性が生き生きと希望をもって農業に従事できる環境づくりと、農村女性の起業努力を活かす施策をお願いしたい。

●市長回答

- ・女性が農業経営に一層参画できるよう、役割分担や給料等の明確化を図る家族経営協定の締結を促進してまいります。
- ・今後も女性の社会参加の機会の提供に努めてまいります。



市長へ建議書を提出する
岩井前会長(平成20年5月)

農地制度が変わります！

- 平成21年6月24日、「農地法等の一部を改正する法律」が公布されました。21年中には、「農地の利用に関する責務規定」を設けた改正農地法等が施行され、新たな農地制度がスタートします。
- 新たな農地制度は、①これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、②農地の貸借をやりやすくして、農地を最大限利用することをねらいとしています。



農地を貸したいんだけど...

農地の貸借規制が緩和されます！

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されます（一定の要件を満たす必要があります）。

農地の借り受け者の範囲

(改正前)		(改正後に追加)	
農作業 常時 従業者	農業 生産法人	農作業 常時従業者 以外の個人	農業生産 法人以外の 法人

- 市町村等が農地所有者から委任を受け代理して担い手に貸付等を行う事業が新設されます。



耕作しないでいると...

遊休農地に対する指導が強化されます！

- すべての遊休農地が指導の対象となります。
- 農業委員会が、年1回農地の利用状況を調査します。
- 遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告などを行います。



許可なく転用してしまうと...

違反転用に対する罰則が強化されます！

- 違反転用等に対する処分・罰則が強化されます。
- 都道府県知事等による行政代執行制度が創設されます。



事項	現行	改正
①違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
②違反転用における原状回復命令違反	6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金 (法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)

農地を相続する場合は...

農業委員会への届出が必要になります！

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要になります。
- 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられることになります。
- 耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができますようになります。



＝新たな農地制度について、詳しくは農業委員会へお問い合わせ下さい＝

国が支える。安心が大きくなる
担い手積立年金

「担い手積立年金」は農業者年金の愛称です。

農業に従事する方なら広くご加入いただけます



あなたの老後生活への備えは十分ですか？
 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です！
 老後の備えは、国民年金プラス農業者年金が基本です！



少子高齢化
時代に強い
年金です

保険料の額
は自由に決
められます

終身年金で
80歳まで
の保証付き
です

公的年金な
らではの税
制上の優遇
措置があり
ます

加入についてのお問い合わせは、農業委員会又は下記までご連絡下さい。

独立行政法人農業者年金基金 電話：03-3502-3199 ホームページ：http://www.nounen.go.jp

— 全国農業新聞を購読してみませんか —

みなさんの購読のお申し込みをお待ちしております。

- ・毎週金曜日発行 B3版 8～10頁建
- ・購読料：月600円[送料、税込み]



全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。「週刊」の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。

また、多くの読者の皆様に満足して頂けるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。

さらに、全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などの提供に努めています。

購読についてのお問い合わせは、農業委員会又は下記までご連絡下さい。

〒102-0084

東京都千代田区二番町 9-8 中央労働基準協会ビル
 全国農業新聞 新聞業務部 電話：03-6910-1130